



® 平成 29 年 3 月 28 日 (火)

No. 14412 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆弁理士の眼 [147] (1)

弁理士の眼

147

登録意匠「運搬台車」意匠権侵害差止等請求事件

ー東京地裁平成28(ワ)13870・平成29年1月31日(民46部)判決<請求棄却>ー

牛木内外特許事務所
弁理士 牛木 理一

〔キーワード〕 本意匠と関連意匠、登録意匠の範囲
(意匠法24条1項)、意匠権の効力(意匠法23条)、
意匠の類否、意匠の要部、意匠の利用(意匠法
26条)

【事案の概要】

本件は、意匠に係る物品を「運搬台車」とする意匠権を有する原告が、被告による被告製品(ただし、被告による正確な名称は「アルミ台車 CAF-6」)の製造等が上記意匠権を侵害すると主張して、被告に対し、意匠法37条1項に基づき被告製品の販売等の差止めを、同条2項に基づき被告製品及びその半製品の廃棄を、民法709条及び意匠法39条2項

国内外一貫担当・信頼の事務管理体制・厳選した海外代理人との強固なネットワーク



50Years
Anniversary
since 1967

わかば国際特許事務所

所長 弁理士 宮崎昭夫

<http://www.wakabapat.jp/>

〒108-0014 東京都港区芝五丁目26-24 田町スクエア3階

TEL: 03-6435-0309 FAX: 03-6435-1610

に基づき損害賠償金1078万5000円及びこれに対する不法行為の後である平成28年5月12日（訴状送達の日）の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提となる事実（当事者間に争いのない事実及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 原告（ジー・オー・ビー株式会社）は、土木建築用仮設資材の製造販売等を業とする株式会社である（弁論の全趣旨）。

イ 被告（株式会社ピカコーポレイション）は、各種登高機器、一般機械工具及び部品の製造販売及び修理等を業とする株式会社である。

(2) 原告の意匠権

原告は、次の意匠登録に係る意匠権を有している（以下「本件意匠権」といい、その登録意匠を「本件意匠」という。）。

登 録 番 号 : 意匠登録第1399969号

意匠に係る物品 : 運搬台車

出 願 日 : 平成20年5月9日

登 録 日 : 平成22年9月24日

登 録 意 匠 : 別紙3意匠公報の【図面】
記載のとおり

(注・【写真】記載のとおり)

(3) 被告の行為等

ア 被告は、平成28年3月頃から、アルミ製の運搬台車である被告製品の製造販売等をしている。

イ 被告製品の意匠（以下「被告意匠」という。）は、(別紙2)被告意匠目録記載のとおりである。

2 争点

(1) 本件意匠と被告意匠の類否（物品の同一性については、当事者間に争いが無い。）

(2) 間接侵害の成否

(3) 原告の損害額

【判 断】

1 争点(1)(本件意匠と被告意匠の類否)について

(1) 本件意匠の構成は別紙3意匠公報の【図面】

のとおり、被告意匠の構成は別紙2被告意匠目録のとおりであり、本件意匠が台車本体の四隅に立設された4本の手押し棒（台車本体の短辺より長く、長辺より短い高さのもの）を有するのに対し、被告意匠には手押し棒に対応する部分がないため、両意匠は正面視、側面視等において明らかに形状を異にする。したがって、本件意匠と被告意匠は類似しないと判断すべきものである。

(2) ただし、上記意匠公報に、意匠に係る物品の説明として手押し棒が着脱自在に立設される旨の記載があり、参考図として手押し棒を外した状態の斜視図が掲載されていることから、念のため、本件意匠のうち手押し棒以外の部分と被告意匠の類否について検討する。

ア 本件意匠の構成は、手押し棒を除くと、次のとおりである（別紙3意匠公報参照）。

① 台車本体は平面視で縦横比略5：3の略長方形形状である。

② 載置面の天板は十字を二つ重ねた形状（片仮名の「キ」の字に類似した形状）であり、滑らかで光沢を有している。

③ 載置面の四隅部及び台車本体の長辺の中央部の計6か所に車輪取付板を底面とする略正方形の凹部が形成されている。

④ 各凹部の下に、車輪取付板を介して6輪の車輪が取り付けられている。

⑤ 底面視において、6輪の車輪は6枚の扁平六角形の車輪取付板を介して略正方形のマス目に1輪ずつ取り付けられている。

⑥ 平面視において、凹部上方から視認される車輪取付板は斜交い状かつ扁平六角形状であり、当該凹部の対向する二つの角に大小二つの三角形状の透孔が形成されている。

⑦ 底面視において、台車の骨格は額縁状の外枠と外枠内に配置された縦横棧とによって形成される長辺方向に5列×3行の方眼の井桁格子状である。

⑧ 四隅部のコーナー金具は、平面視において角が丸みを帯びた略L字形状である。

イ 被告意匠の構成は、次のとおりである（別紙2被告意匠目録参照）。